

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日(木)
社会・援護局

目 次

I 社会関係	頁
1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について……………	2
2 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について……………	61
3 福祉・介護人材確保対策等について ……………	82
4 自殺対策の推進について ……………	118
(参考)社会関係の予算について ……………	126

Ⅱ 援護関係

頁

- 1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来にあたっての対応について 136
- 2 遺骨収集等慰霊事業について..... 137
- 3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について 139
- 4 国内における民間建立戦没者慰霊碑について 140
- 5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について..... 141
- 6 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について... .. 145
- (参考)援護関係の予算について..... 146

I 社会関係

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度 の見直し等について

(1) 制度見直し関係

(2) 生活困窮者自立支援制度の現状、予算事業等について

(3) 生活保護の現状、予算事業等について

(4) 生活保護基準の見直しについて

生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

現状・課題

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し

生活困窮者等の自立支援を強化する観点から、昨年5月より、社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において制度の見直しに向けた議論を行い、12月に報告書を取りまとめ。また、生活保護制度については、国と地方の協議を行い、12月に取りまとめ。

【主な課題】

- ・ 支援につながっていない生活困窮者をしっかりと支援につなげ、生活保護に至る前の自立支援を進めることが不可欠
- ・ 生活困窮者自立支援制度に関しては、自治体の取組にばらつき
- ・ 生活保護世帯の子どもの大学等進学支援、生活困窮者の子どもの学習支援の推進
- ・ いわゆる「貧困ビジネス」対策や居住・生活支援
- ・ 医療扶助の適正化、生活習慣病の予防・重症化予防などの健康管理

2 生活保護基準の見直し

5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会「生活保護基準部会」において、全国消費実態調査等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施。12月に報告書を取りまとめ。

今後の方向性

- 通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しのための関連法案を提出、所要の見直しを行う予定。
 - また、生活困窮者自立支援制度については、
 - ・ 相談支援の充実に向けた工夫や都道府県による基礎自治体に対する積極的な支援等により、制度を着実に推進するとともに、
 - ・ 平成30年度予算案において、これまでの予算を上回る432億円を計上し、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施や小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実、居住支援の推進など生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図ることとしている。
 - 生活保護制度については、
 - ・ 子どもの大学等への進学支援のための進学準備給付金(仮称)の創設、大学等就学時の住宅扶助の減額猶予
 - ・ 生活習慣病の予防・重症化予防に向けた健康管理支援事業の創設、後発医薬品の原則化
 - ・ 無料低額宿泊事業の規制強化と、日常生活上の支援を行う事業所に対する支援
 - ・ 63条の返還金に係る生活保護費との調整等の事務負担の軽減
- に取り組むとともに、平成30年度予算案において、就労支援のさらなる推進、医療扶助の適正化などに取り組む。
- 生活保護基準の見直しについては、生活保護世帯への減額影響が大きくなるよう、個々の世帯での減額影響を▲5%以内にとどめるとともに、本年10月から3年かけて段階的に施行する予定。

(1) 制度見直し関係

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

- 生活困窮者に関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨を行う等、関係機関の連携を促進。
- 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みを設ける。
- 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化。
- 就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、自立相談支援事業と一体的な支援の実施が重要。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。
- 従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、都道府県事業として明確に位置づけ。
- 希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする。

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

- 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。
- データに基づき、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する「健康管理支援事業」を創設する。国は、生活習慣病の状況等を分析して情報提供を行うなど、地方自治体の取組を支援する。

3. 居住支援の強化

- 社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。
- 無料低額宿泊事業について、最低基準の法定化、事前届出制等により法令上の規制を強化。
- 単身での生活が困難な生活保護受給者について、質が担保された無料低額宿泊所等で、日常生活上の支援を受け生活できるような仕組みを検討。

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- 子どもの学習支援事業について学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化。
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直す。

5. 制度の信頼性の確保

- 後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする。医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。
- 有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。
- 資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会について

構成員氏名	所属
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
石橋 良治	島根県邑南町長
浦野 正男	社会福祉法人中心会 理事長
大西 豊美	社会福祉法人みなと寮 理事長
大野 トシ子	千葉県民生委員児童委員協議会会長
岡崎 誠也	高知市長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部 教授
奥田 知志	認定NPO法人 ^{ほうほく} 抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

構成員氏名	所属
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授（部会長代理）
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
竹田 匡	北海道釧路町地域包括支援センター（社会福祉士）
平川 則男	日本労働組合総連合 総合政策局長
福田 紀彦	川崎市長
松井 一郎	大阪府知事
松本 吉郎	日本医師会 常任理事
宮本 太郎	中央大学法学部 教授（部会長）
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長

（計21名、五十音順・敬称略）

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

報告書で指摘された課題等

①支援につながっていない困窮者の存在

- ・ 自立相談支援は施行後2年以上で支援につながった約45万人のうち、多くの人に支援の効果。
- ・ 一方、未だ適切な支援を受けることができていない者を適切に自立相談支援につなげていく必要。

②就労準備支援事業、家計相談支援事業の更なる推進

- ・ 就労準備支援、家計相談支援は、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫を講ずるとともに、自立相談支援事業と一体的に支援を行うことが重要。

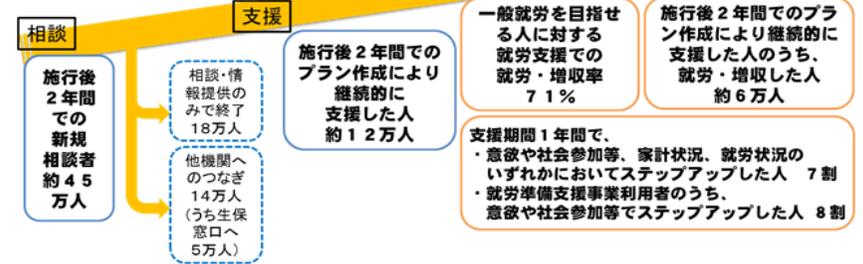
法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき。

③都道府県等の役割

- ・ 都道府県には、管内自治体に対する必要な助言・情報提供等、広域的な見地からの取組が期待。
- ・ 福祉事務所を設置していない町村の中には、自立支援相談窓口の設置の必要性を感じている町村が約1割存在。

生活困窮者自立支援法による支援の効果

施行3年目を迎え、
制度の効果は着実に発揮



検討の方向性

①について

- ・ 生活困窮者に関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨を行う等、関係機関の連携促進【法律（生活困窮者自立支援法）】
- ・ 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みの創設【法律（生活困窮者自立支援法）】
- ・ 目指すべき理念の明確化【法律（生活困窮者自立支援法）】

②について

- ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施した場合は家計相談支援事業の補助率を引上げ（1/2→2/3）【法律（生活困窮者自立支援法）、予算】
- ・ 事業実施上の工夫（広域的な事業実施を推進するとともに、就労準備支援事業は「定員15人以上」の要件緩和、障害福祉サービスとのタイアップによる実施等）【通知】
- ・ 生活保護制度においても、就労による保護廃止が見込まれる世帯や大学等への進学を予定している者がいる世帯を対象に家計相談支援を実施するとともに、被保護者就労準備支援事業について都道府県を中心とする広域実施を推進【予算】

③について

- ・ 支援従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりを都道府県事業として位置づけ【法律（生活困窮者自立支援法）】
- ・ 福祉事務所未設置町村も自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことを可能にする【法律（生活困窮者自立支援法）】

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

報告書で指摘された課題等

①就労準備支援事業の対象者要件の見直し

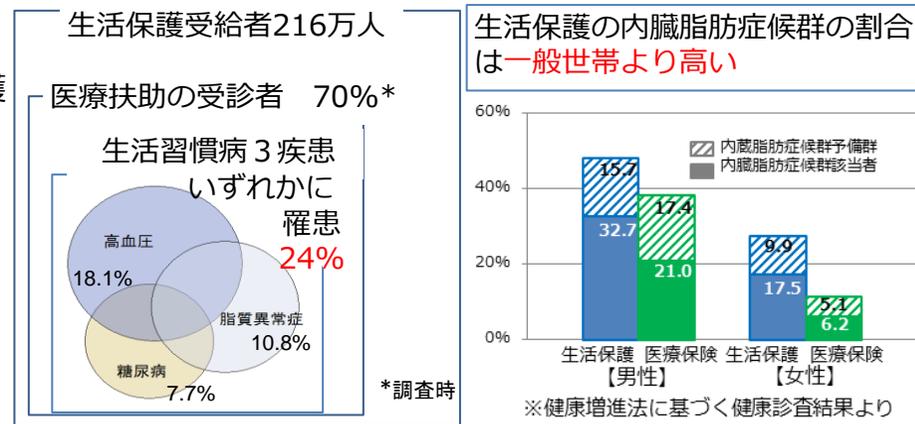
- ・制度施行後の状況をみると、高齢者でも就労ニーズが高い。
- ・世帯では収入があるものの本人に収入がなく何かのきっかけで困窮に陥るようなケース等に対する予防・早期的な対応が必要。

②生活保護受給者、生活困窮者に対する就労支援の在り方

- ・就労自立給付金については、支給を受けなかった世帯が就労自立による保護廃止世帯の約6割に上る等、インセンティブを更に発揮する余地。
- ・福祉部門と労働部門との更なる連携を図るべき。

③生活保護受給者の健康に関する取組

- ・食事、運動など生活習慣に課題のある者が多く、生活習慣病・予備群の割合も高い。
- ・子どもについても、適切な生活習慣が確立されていないとの指摘。



検討の方向性

①について

- ・就労準備支援事業について、現行の年齢要件（65歳未満）の撤廃【省令】
- ・資産・収入要件について、対象者の範囲を自治体ごとの状況に応じて必要以上に限定しないよう見直し【省令】

②について

- ・就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに対象とするなど、給付内容を見直し【告示、予算】

③について

- ・福祉事務所において、データに基づき生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設【法律（生活保護法）】
- ・国は全国及び各地域における生活習慣病の罹患状況等の分析・情報提供等により福祉事務所の取組を支援【法律（生活保護法）】
- ・生活保護受給世帯の子どもとその養育者に対する健康生活支援を行うモデル事業を実施【予算】

3. 居住支援の強化

報告書で指摘された課題等

① 住まいをめぐる課題

- ・低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向。
- ・今般、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により、住宅セーフティネットの機能が強化（①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化）
- ・こうしたハード面での対応のみならず、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要。

② いわゆる「貧困ビジネス」の存在

- ・無料低額宿泊所等の中に劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない利用料を徴収する施設が存在。
- ・単独での生活が困難な生活困窮者等に対して行われている良質な日常生活上の支援を制度上評価する仕組みがない。

無料低額宿泊施設調査(平成27年6月)

○施設数:537、入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)

○居室面積:7.43㎡未満200施設(43%)
7.43~15㎡未満217施設(47%)

〔ガイドラインの基準:7.43㎡以上
住宅扶助面積減額対象:15㎡以下〕

○食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:

食費 453施設(84%) 28,207円

その他の費用 469施設(87%) 15,597円



結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

検討の方向性

① について

- ・シェルター等利用者に対し、利用後に向けた居住支援・見守り支援を行うとともに、住居を失うおそれのある社会的孤立状態の生活困窮者に対して、一定期間、居宅訪問等による見守り、生活支援を行うなど地域で住み続けられるようにするための居住支援を推進【**法律（生活困窮者自立支援法）**、**予算**】

② について

- ・無料低額宿泊所の最低基準の法定化や、改善命令の創設、事前届出制等により法令上の規制を強化【**法律（社会福祉法）**】
- ・単独での生活が困難な生活保護受給者について、質が担保された無料低額宿泊所等において、日常生活上の支援を受けて生活できるような仕組みを構築【**法律（生活保護法）**】

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

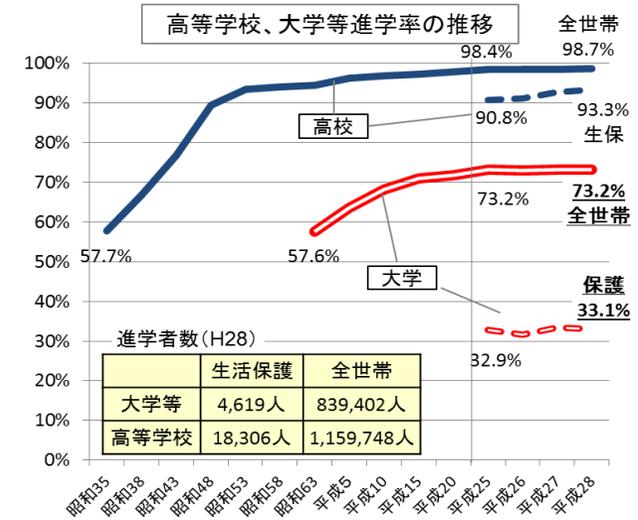
報告書で指摘された課題等

①子どもの学習支援事業の機能強化

- 子どもの学習支援事業の実施状況をみると、学習支援を中心にしながらも、居場所の提供や、相互の交流等を図る取組や、親を対象にした相談などによる生活環境の向上等を図る取組を行っている自治体も多い。
- 生活困窮世帯の子どもには、自尊感情の醸成、ソーシャルスキル等の向上といった生活面の課題や、子どもとの関わりが少ないといった親の養育に関する課題があるため、学習支援以外の、上記のような取組も行われることが重要。
- 小学生等からの早期支援や、高校中退者等高校生世代に対する支援が必要。

②生活保護世帯の子どもへの進学について

- 大学等進学率は33%で、全世帯の進学率73%と比較して著しく低い
- 大学等に進学する際、生活保護費（特に住宅扶助費）が一人分減額されることが、進学意欲を削ぐとの指摘がある。進学後の費用を貯蓄できないなどの生活保護世帯特有の事情もある。
- 大学等進学時のみならず、中学、高校生活のために給付される扶助費の範囲なども含めて総合的に支援することを検討すべき。



検討の方向性

①について

- 子どもの学習支援事業について、学習支援のほか生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化【法律（生活困窮者自立支援法）】
- 小学生・高校生世代における取組の強化を含め、子どもの学習支援事業を拡充【予算】

②について

- 生活保護世帯の子どもへの進学を支援するため、進学準備給付金（仮称）を支給（平成30年度入学者より対象。自宅通学10万円、自宅外通学30万円）を支給。自宅から大学等に通学する場合、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする【法律（生活保護法）、通知】
- 教育扶助・高等学校等就学費について、以下の見直しを予定【告示】
 - 学習支援費（クラブ活動費用）の実費支給（高校生の例 現行：年間6.2万円（金銭給付）→見直し後：年額8.3万円（実費上限））
 - 入学準備金の増額（高校生の例 現行：6.3万円（実費上限）→見直し後：8.6万円（実費上限））
 - 高校受験料支給回数の拡大（原則2回）、制服等の買い直し費用の支給

5. 制度の信頼性の確保

報告書で指摘された課題等

①生活困窮者自立支援の従事者の質の確保

- 生活困窮者自立支援は、包括的な相談対応、個別対応が基本であり、多くの制度との連携等が不可欠。
- 他方、解決に向けた道筋をみつけれないと従事者自身もジレンマに陥いる。従事者の質の確保が重要。

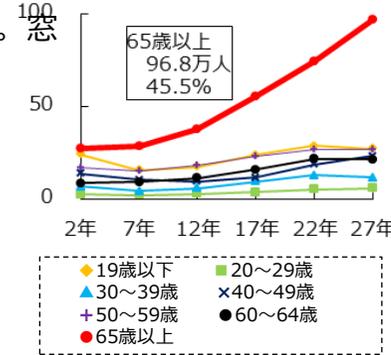
②生活保護の医療扶助費の適正化

- 頻回受診指導対象者のうち改善した者の割合は45%程度であり、更なる対策が必要。窓口負担については、最低生活保障との両立が難しくなる等の観点から、反対する意見が多数。
- 重複投薬：向精神薬のみ適正受診指導。
- 後発医薬品：更なる使用促進のため、その使用を原則とすることが適当。

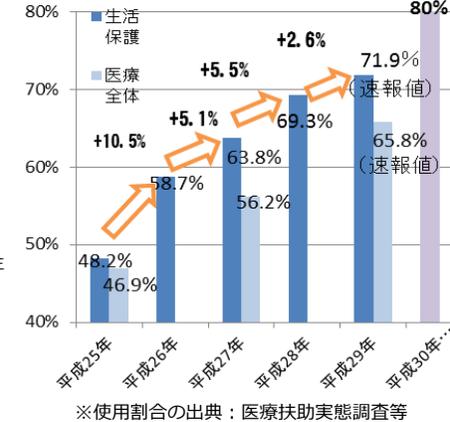
③生活保護の居住地特例

④生活保護の返還金の取扱い

高齢の生活保護受給者数は増加



後発医薬品の使用割合も増加



検討の方向性

①について

- 生活困窮者自立支援の相談支援員に対し、国は、都道府県の研修の指針を示すとともに、一定の研修を実施【通知】

②について

- 頻回受診対策：福祉事務所の指導員による同行受診による適正受診指導の強化（モデル事業）や、頻回受診指導を行う医師の委嘱の促進等【予算】なお、窓口負担については、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について引き続き検討
- 薬局の一元化：平成29年度のモデル事業の結果を踏まえ、地域ごとの事情にも配慮しつつ推進【通知】
- 後発医薬品：医師等が使用可としていること等必要な条件を満たした上で原則化【法律（生活保護法）】

③について

- 介護保険適用の有料老人ホーム等や一定の無料低額宿泊所等について、居住地特例の対象とする【法律（生活保護法）】

④について

- 資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする【法律（生活保護法）】